

岐労発基 0425 第 1 号の 2
令和 5 年 4 月 25 日

関係団体の長 殿

岐阜労働局長
(公 印 省 略)

令和 5 年度全国安全週間の実施について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から労働行政とりわけ労働災害防止対策の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も全国安全週間が別添「令和 5 年度全国安全週間実施要綱」に基づき実施されます。当局におきましては、県下の各労働基準監督署とともに、本週間が効果的に実施されるよう啓発に努めることとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本週間の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対し、同実施要綱を周知いただくとともに、関係者全員の安全意識の高揚と安全活動の定着を図り、県下の安全管理水準の向上に御高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、本週間に向けた「岐阜労働局長メッセージ」を添付いたしましたので、御活用ください。

なお、本安全週間の実施に当たっては、当局ホームページにも掲載する予定です。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/>)

【担当】

岐阜労働局労働基準部健康安全課

地方産業安全専門官 加賀

電話 058-245-8103

令和5年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記 10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和5年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7日(準備期間 6/1～30)

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和5年度 全国安全週間を迎えるにあたって ～

本年度も「人命尊重」という基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、96回目となる「全国安全週間」が7月1日から7月7日まで実施されます。

昨年(令和4年)の岐阜県内における労働災害発生状況は、死亡災害が13人と令和3年の26人に比べ半減となったものの、休業4日以上死傷災害については新型コロナウイルス感染症の影響もあり、3,975人と令和3年に比べ1,440人(56.8%)の大幅な増加となりました。

2018(平成30)年度を初年度とする第13次労働災害防止計画においては「死亡災害を2017(平成29)年度と比較して2022(令和4)年度までに15%以上減少させる」、「死傷災害を2017(平成29)年度と比較して2022(令和4)年度までに5%以上減少させる」を目標としましたが、死亡災害は目標を達成できたものの、死傷災害については目標を達成できませんでした。

また、本年に入り3月末までに1人の尊い命が失われているほか、死傷災害については対前年比20人(3.7%)増の565人となっており、ここ数年労働災害は増加傾向となっています。

近年、商業などのいわゆる第三次産業において「転倒」、「腰痛」といった労働者の作業行動に起因する労働災害が増加していることに加え、従来からある「墜落・転落」や「はさまれ・巻きこまれ」災害も依然として多く発生しています。

このような状況も踏まえ、本年度を初年度とする第14次労働災害防止計画においては、従来の業種別の取組に加え、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策や高齢労働者、外国人労働者の労働災害防止対策といった業種横断的な対策に取り組むことで、近年における労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、労働災害を減少に転じさせることとしています。

以上から、労働者一人ひとりが安全に働ける職場環境の構築を目指し、令和5年度全国安全週間は、

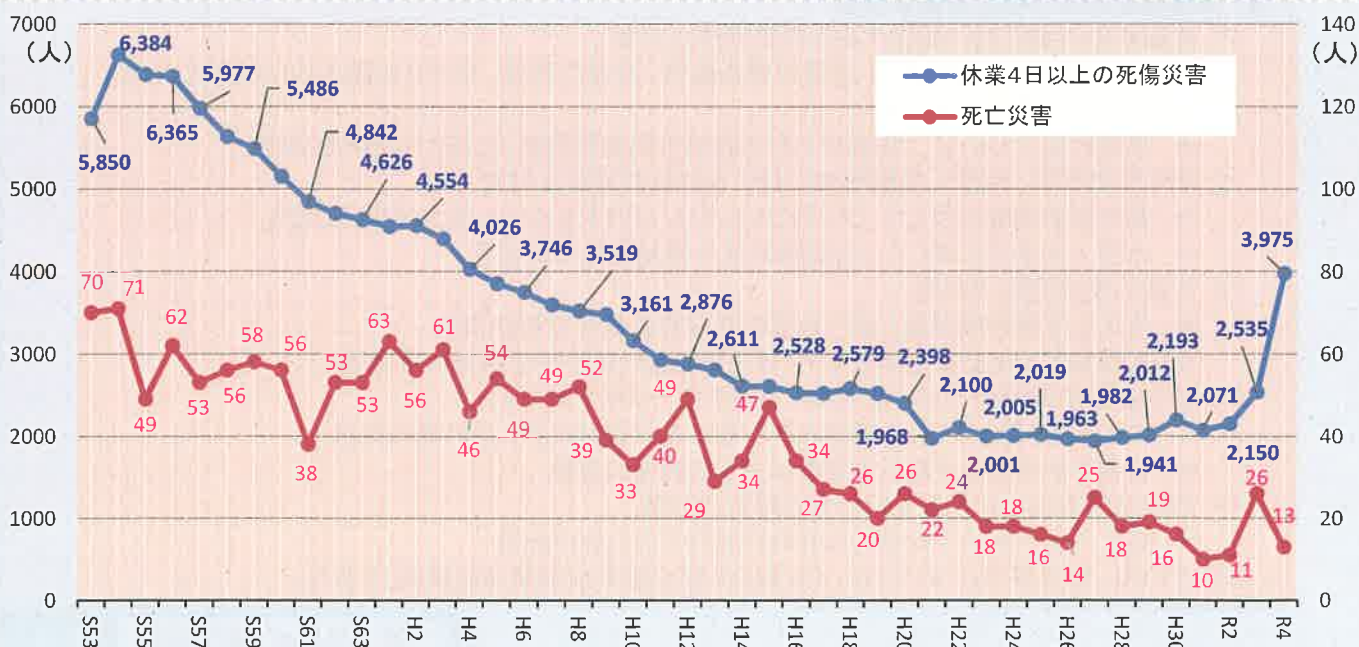
高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

をスローガンとして展開します。

各事業場におかれましては、全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性について、経営トップの認識をさらに深めていただくと同時に、ウイルス感染症に対する感染防止対策を継続しつつ、安全活動を着実に推進していただきますようお願いいたします。

令和5年4月

岐阜労働局長 千葉 登志雄



令和5年度 全国安全週間

7月1日(土)から7日(金) (準備期間:6月1日から30日)

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

準備期間及び全国安全週間以外についても 継続的に実施する事項 (抜粋)

- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - イ 安全衛生計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - エ リスクアセスメントの実施
 - オ その他の取組
 - ⇒ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - ⇒ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ⇒ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく安全衛生に配慮したテレワークの実施
 - ② 業種(以下の業種)の特性に応じた労働災害防止対策
 - ・第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店等)・陸上貨物運送事業・建設業・製造業・林業
 - ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ⇒ 転倒災害防止について、通路の安全確保、照度の確保、手すりや滑り止めの設置、転倒リスクの可視化
 - ⇒ 腰痛対策について、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
 - イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ⇒ 高年齢労働者に対して、エイジフレンドリーガイドラインに基づく措置の実施
 - ⇒ 外国人労働者に対して、母国語教材や視聴覚教材の活用
 - ウ 交通労働災害防止対策
 - ⇒ 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - ⇒ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等
 - エ 熱中症予防対策(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ⇒ WBGT 値(暑さ指数)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ⇒ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ⇒ 請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- (※)その他、詳細事項については、「令和5年度全国安全週間実施要綱」を参照